

松浦市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により市長の権限に属する事務のうち、次の契約に関する事務を副市長に委任したので、地方自治法第167条第3項の規定により告示する。

令和4年7月12日

松浦市長 友田吉泰

記

1 委任した事務

(1) 令和4年度職員定期健康診断委託業務（福島支所管内）の契約に関する事務

ア 契約の相手方

松浦市福島町塩浜免2944番地21

国民健康保険直営 松浦市立福島診療所

松浦市長 友田吉泰

イ 契約の期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(2) 令和4年度職員定期健康診断委託業務（鷹島支所管内）の契約に関する事務

ア 契約の相手方

松浦市鷹島町神崎免352番地1

国民健康保険直営 松浦市立鷹島診療所

松浦市長 友田吉泰

イ 契約の期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで